

平成29年 3月

## 平成30年度税制改正要望

公益社団法人 博多法人会  
公益社団法人 福岡中部法人会  
公益社団法人 福岡西部法人会  
公益社団法人 東福岡法人会  
公益社団法人 筑紫法人会

福岡地区の5つの法人会は、平成30年度の税制改正に関して、中小企業に係る税制を中心に下記のとおり、その実現を強く要望します。

### 1、事業承継税制の抜本的見直し

本格的な事業承継税制の創設（事業承継者が取得する株式の相続税・贈与税の非課税化）を求めます。

創設までは経過措置として現行の相続税・贈与税規定の要件緩和と充実（株式総数上限の撤廃・納税猶予割合の引き上げ、猶予でなく免除、取引相場のない株式の評価の緩和）を求めます。

### 2、消費税

単一税率と請求書等保存方式の維持を求めます。

制度を徒に複雑化し、新たな不公平を創出することがないように現行の単一税率と請求書等保存方式についてこれを堅持することを強く求めます。

### 3、法人税関係

事務処理および資産管理に関する負担軽減と効率化、理論的根拠から次の3点に絞り平成30年度での改正を強く求めます。

- ・ 少額減価償却資産の取得基準額の引上げ（法人税法・租税特別措置法上現行3つある少額減価償却資産制度を30万円未満に統一）
- ・ 交際費課税制度の廃止
- ・ 退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入制度の復活

最後に、改めて法人会はその沿革から常に税を中心に地域に密着した活動を行っている団体であり、税の提言活動のみならず啓発活動・租税教育活動を積極的に行っている団体です。この法人会からの税制改正要望が円滑に取り上げられるよう、政府税制調査会への全法連委員の参画を求めます。